

法政大学学術機関リポジトリ

HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

PDF issue: 2025-12-13

後北条氏の農村支配について：貢租制度を中心として

守谷，樹壹 / MORIYA, Kiichi

(出版者 / Publisher)

法政大学史学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

法政史学 / 法政史学

(巻 / Volume)

13

(開始ページ / Start Page)

129

(終了ページ / End Page)

136

(発行年 / Year)

1960-10-08

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00011813>

後北条氏の農村支配について

——貢租制度を中心として——

守 谷 樹 壱

延徳三年（一四九一）伊豆韭山に拠った北条早雲は巧みに近隣の諸豪族を懷柔しつつ永正十三年（一五一六）相模を平定し、統く氏綱は天文六年（一五三二）河越城を陥らせ武藏地域に進出していった。三代氏康の仕事は父祖二代にわたる經營の地相模・武藏に検地を行うことによる分国支配経済制度の確立であり、更には軍事的支配体制整備としての「所領役帳」の作成であった。そ

して四代氏政に至っては下総・下野にまで戈を進め、いわゆる関八州の大守として後北条分国最大の版図を形成していくのである。

直接的物理的効果をあげていったが、同時に内に対する一円知行権確立のための分国経済増強策が特に留意されねばならなかつた。ここから農村保護、育成及び統制の各種政策が始まる。そしてこれら諸政策を強力になし得たものこそ近世封建社会を再建し得たのであつた。

以上の見地から私は後北条氏を例としその農村支配策の一端たる貢租制度に焦点を与えつつ、封建制再編成過程の一刻をみてゆきたいと思う。なお稿は特にパラグラフをもうけないが、「検地」と所領役帳の成立」「田・畠租」及び「附加税」の順とし適宜かかる貢租下における「農村の動向」にまでふれてみたいと思う。

「北条五代記」によれば「早雲働くぞと知るや忽ち逃散せる伊豆國中の侍百姓」はすべて早雲に味方せよ、そうすれば「本来の所領は安堵させる」とし、その侍は「あらためて地頭職」にふせ「以來は年貢五ツ取所を一ツゆるし四ツ地頭おさむべし」、もしこれに背く者は「地頭職」を取上げると早雲は高札をたただといわれる。ここから「四公六民」の年貢徵収範囲で個別的に土豪を家臣

として旧領を知行させ、同時に農民をそこに固定していった後北条氏の支配政策の一端を窺うことが出来る。すなわちそこには侍百姓に対する威圧的な柔軟性むしる保護的政策がみられるのである。もちろんこれは後北条氏自身が分国形成期にもつた支配力の弱さに起因するのである。

こうした点からしてか氏康の天文十一・二年（一五四二・四三）の相模検地は中郡廿二ヶ所及び武藏の一部で、弘治元年（一五五五）の武藏検地は五十ヶ所というふうに地域的に限度をもち、型式的にも「不入地域・旧莊園形態の部分的温存」などがあり徹底化を欠いていたようである。しかし総体的にいって分国支配体制のための明確な土地関係は一応構成されたとみてよいであろう。これは武藏検地四年後の永祿二年、比較的開発度の高い地域や交通要地などへ直属家臣團を配置し、同時に彼ら以外の分国在住知行人をも含めて軍役負担を申付けた「所領役帳」の作成基盤が既に醸し出されていったことからも推察される。それでは検地例を示そう。

西歲小机筋恩田之郷御檢地指出^{註2}

一、参拾五町四段大九十步田數此分錢百七十七貫四百五拾八文

但壹反別五百文宛
一、参拾三町半此分錢三拾三貫五十文但壹

反別百文宛秋成式拾壹貫百四十七文但壹反別六十五文宛夏成

合式百參拾二貫五十五文畠之辻 此内諸引物拾式貫百文公事

免但本途之辻十分之一 五貫文代官給五貫文主免三貫文宮免

三貫文井軒免式貫文定使免 以上參拾貫百文引方式百壹貫九百五十文夏春秋定納 右當檢地定納之辻無相違可致進納者也（後略）

まず後北条氏の検地は秀吉の例と異なり「指出」型式である。

^{註3}

このことは他の検地例でも「此員數百姓如申口」とするものもあり、直接に後北条氏が面積を調査したのではないらしい。また右文書に見る「井軒免・定便免」など郷村必要経費（旧莊園形態のもの）を差引いた残額に初めて課税する方針などからして、後北条氏は検地を為し得たとしても強力には行い得ず、またその地域も恐らく比較的支配力の浸透していたところにのみ限られたのではなかつたろうか。もちろん時には家臣領でも相当強力な「検地^{註4}」が打出され、軍役負担の上に更に「御藏出地」などが設けられた例もある。こうしてみると後北条氏の検地は「所領役帳」と共に主従関係の明確化及び家臣團の勢力抑制策であり、他面ではそうした家臣團の手中から少しでも農民を離反させ、後北条氏自身が直接農民を把握してゆくことをねらっていたようでもある。この証となるものは「四公六民以外一つも税かけまじき」方針がいつか破れ、天文十九年「國中諸都就退転庚戌四月諸郡公事赦免様体之事」と題する文書で知れる如く既に「諸公事」がかけられていた事から推察される。すなわち諸公事とはこの場合年貢を含む各種附加税であり、後北条氏は知行人の手を通すだけで直接農村から取立てていたものなのである。

さて恩田郷でみると基本年貢は「田租」である。「貫文」で表わされているが「米納」で知行人が受領者である。そして「年貢率」は「田租壹反五百文」「畠租壹反百五十六文」で「夏・秋定納」とある。いま後北条治下の年貢額を表示すると次図の如くなるが、この中で「田租三百文」「畠租二百文」は生産力の相違

か後北条氏の支配力のそれかであろう。なお「上田・中田・下田

・下々田」

の四等級の
(註5) 田畠があつ

たらしいが

例証は少な

く、それに

徴しても、

「中田」が

「五百文」

に当る。そ

れ故「五百

文」を標準

として論を

進める。な

お後北条氏

ではこれが

向にあつたのだろう。「口米」についての史料は見当らない。後北条治下の知行人対農民の関係からして恐らく農民は「四公」以外の納入物を知行人から申付けられたと思われるが、附加税納入の文書で「斗手者如相定地下人可申事」とあり、その時「蔵米」が出てもあくまで「百姓之物たるべき事」と指示されているところをみると実際に「口米」の規定はなかつたのかも知れない。いづれにせよ複雑な莊園支配形態は農民から知行人へ差出す年貢と

いう形において単純な形となつてくる。そしてその知行人の勢力を少しでも抑制し農民保護的態度に出で自営農民をそこに固定させ、貢納体形を完備させようとしたところに後北条氏のねらいがある。なおここで農村の規模についてふれてみよう。次表をみて

みると「家臣団の過半数は百貫文以下の給人

である。百貫文といえ

ば一反五百文の年貢率

で田地廿町歩にしか當

らない。故に北条氏の

給人は大半が狭小な村落的規模の領主乃至地

主的存在」(永原慶二氏、日本封建社会論)に過ぎず、これからしてこれら給人の下

で働く農民の土地が小規模だったらしく思われるのも当然である。

次は「畠租百六十五文」であるが「秋百文・夏六十五文」の割である。これは一つには収穫物の成熟期に起因するもので、分

国支配に重要な新田開発・集約農業強化からくる「米麦」毛作」

北条治下年貢銭表

國	郡	村	年	田(注)	畠
伊豆	田方	○長浜	天文12	500文	200文
相模	足柄下	○中村上	〃19	500	165
武藏	足立	○原宿	永祿10	300	165
	櫻	○小前田	〃11	500	200
	橘	○小机	元亀3	500	165
	入	○川	天正5	500	165
伊武	都筑	○恩田上	〃13	500	165
	加崎	○南大井	〃15	500	—
		○	〃17	300	150

- 備考 1. 本図は横浜市史より写す
2. ○印はほぼ直轄領たる村
3. ×印は現横浜市に属する村

(注) 一反當り年貢銭

割に当るわけで、いま田租を換算してみると後北条氏の公定相場は「百文が米一斗二升」であったから「田租五百文」は「反別六升」になり、これと「太閤検地中田の石盛一石一斗(三六〇坪一反)におして一石五斗六升」との割合は三八%強では四公に当る」(横浜市史、第一巻所収)ことになる。それから「器量」であるが「標

(註6)

原升」「下方升」を使っていたらしく、少なくとも統一される方

に対する麥を対象とする「夏成」と、「大豆・蕎麦・稗」等の農産物から「綿・漆」等の手工業原料をさす「秋成」であろう。麥に対する換算率は「百文に三斗五升」で、その他「小物成」に対する換算規定も広範囲かつ厳密に示されていた。このことは貢租賦課が相当広範囲にかつ細分化されて行われていたことを示すもので、少なくとも農民の生産物が如何なる物でも貢租の対象となつていたことを示し、同時にそれは農民統制でもあつたことを示している。

以上田畠租の大略は述べられたと思われるが、基本的に物納であるべき田畠租が「錢納」によつて代納されたという事実にふれておこう。さきに「恩田郷」の検地表では「年貢高」は「貫文」という「貨幣単位」で示されていたが、他の検地例では明確に「此分永済錢」(註10)で何貫文と同時に示されているものもあり、また永祿二年の後北条氏徳政条目では「麥秋年貢半分米成に被定畢」とし「残半分以精錢可納之」としているところからみて、現物納が「錢納」で行われていた事実が知られよう。何故「錢納」が行なわれていたかは別として、こうした事が行えるという事実は農村が既に貨幣経済の中にあつた事を示すものである。しかし前掲の徳政条目にある如く「田畠年期売買・高利貸」等ということは、封建制成立基盤である農村が貨幣経済の中では分解しつつあつたことを物語っている。ここから分国統治としての商業統制ならびに農村保護策が新らしく問題となるが、後北条氏の場合年貢が現物納であるべきことに踏出せなかつたようである。なお「錢納」のことは「附加税」において遙かに多くの問題を生んでいった。それでは「附加税」に移ろう。

当郷諸役免許之事

一 験錢 一 棟別錢 一 反錢 以上

右及大破由申上候間戌亥子三ヶ年令赦免候此外自郡代免角申懸事不可有之候仍状如件

壬戌四月十四日

南条四郎左衛門 奉之

金屑木郷百姓中

右文書に見る如く後北条氏は農民に対し各種の附加税を命じていた。そして知行人がこれらを課するのを厳禁し、「免角申懸」る者には「直訴」(註11)をもつて農民の立場を守つたのであつた。さて「棟別錢」とは住居棟別一間に何文とかけ、「反錢」は「反別錢」で田地に對し何文とかけるもので「田畠租の附加税」であり中世以来臨時費捻出の方法であつた。「錢錢は性質は明らかでないが反錢と並べられることが多く、反錢の半額であることからして反錢の附加税から単独の税となつたものかも知れない。」(横浜市史・第一卷所収)それならばこれら諸税はどのような規準で賦課・収納されたであろうか。

午歳役錢配府 (布)

九貫六百廿八文 寺尾棟別錢

拾六貫文 同所穀反錢

以上廿五貫六百廿八文 定納

右毎年以來穀可納之、當納法百文に一斗四升目一俵別三斗六升俵に被定証、郷中馬を以玉繩へ届奉行衆に可相渡、斗手者如相定地人可斗申升上少も無高下平に可斗納。若俵取奉行免角申に付は速に可捧目安 然ば棟別者九月十日段錢者九月晦日必可

致皆済、此日限踏出に付而者一俵に三升つつ以過米可納 猶御
日限踏出に付者奉行人を郷中指越妻子牛馬可取間 地頭代官百
姓等に此所堅為申聞可相調者也仍如件

午八月廿六日

代官百姓中

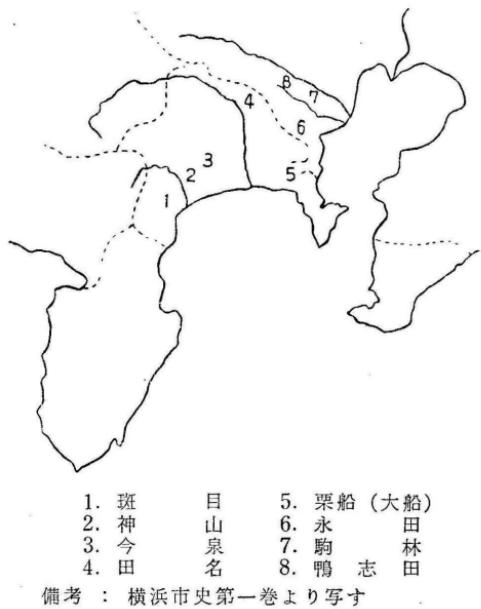
(武州文書)

これでみると「棟別錢・反錢」共に「毎年米穀」を以て納める「定納」である。納入率は「百文に一斗四升」で「田租」より「二升」多い。なお右文書中「穀反錢」とあるのは「反錢」を「米穀」で納めるもので、同様なことは「棟別錢」がやはり「米納」で九月が納期であるのに対して夏期（五月）に麦を以て納める「正木棟別錢」^(註12)があり、「増反錢」と二種類あつたことが知られる。また「増反錢」というものもあり臨時費が必要の時に定納の「反錢乃至穀段錢」の上に更に収納させられている。「懸錢」^(註14)についても「前々高辻百九十四文也 来七月晦日を切而必々可致皆済」とあればやはり定納で、「相定文錢候間」としているところをみると「錢納」であつたらしい。この「錢納」は時に「棟別錢」納入にも適用されていたようだ、「若精錢一樣手詰に付者以米穀可納之事」と明確に「錢納」が出来ない場合の規定を記している。序でながら「棟別錢」が次の如き「代納」を許されている。すなわち「黄金で一貫五百文、漆で油は二百五十文、綿一把で百文目上は二百卅文」の率である。以上「現物納・錢納・代納」いろいろみられるが、問題は後北条氏があくまでもこれらを取立てるための方便であったという点である。その故に「納入時期」や「違反者」についての厳しい命令が出されていた。これらの賦課が「検見」の後行わたれた時も

あつたが、一方的に増税された場合も多かつた。特に「違反者」には「過米」があり、「奉行人」の催促があり、果ては「妻子牛馬可取」ないし「名主以下可被遂御成敗」あるいは「小代官名主百姓人々召連小田原へ可参」など極めて厳しい後北条氏の態度であつた。なお以上の三税以外に特殊なものとして「城米錢・麻役・竹役・棟別勧進」等の税があつた。

それにしても「妻子牛馬可取」とは如何なることであろうか。これは「百姓職」をとることであり分国基盤の破壊しかり得ない。今三税中一番高額なのは「反錢」で、以下「棟別錢・懸錢」の順となるが、こうした諸税の下で地域的に強力であり得た農民は「川流」「干損」を理由に租税減額を要求していた。そして要求のかなわぬ農民は「郷中明」^(註20)「離村」をもつて分国支配の基盤をゆすつた。もちろん「離村者」は「國法をもつて」呼び返された。それでも帰村せざばその田畠は一村の共同責任とされたが、その直接の責任は知行人の郷村維持策の欠陥にありとされた。天文十九年の相模一帯に出された「諸公事免様」は「百貫文」の地から「六貫文」だけ貢租をとりたて、更に「退転百姓」は帰村すれば「借錢・借米」すべて今日迄は許すという程の減額であつた。しかしこうした減額が一度や二度で農民の生活は改善されるものではなかつた。永祿二年網代村では「御領所方諸百姓御詫言申上」では「借錢・借米」すべて今日迄は許すという程の減額であつた。しかし「借錢・借米・田畠年期売」すべてがその対象とされたのにも拘らず「年貢・反錢・棟別錢・御藏錢」等は「徳政入間敷條々」であった。それにしても農民の要求は続いた。永

天正9年反銭増徴図



備考：横浜市史第一巻より写す

祿五年金層木郷百姓は「大破」を理由に三年間の免稅をかちとり、田名・駒林では「川流」を理由に役銭を「半額免」としていった。そして同十二年斑目郷では検見の上「百姓之詫言之透指引」(註22)としても永祿年間から次々と公事・夫役を命令していった。永祿十年中嶋郷は「懸錢を催促に及ばず急度皆済せよ」と告げられ、田名郷では「増反銭」を申付けられた。「玉繩城堀之修理」も若し無沙汰すると「切頸」とおどされた。そして天正九年未検地地

域であった「斑目・神山・今泉・田名・栗船・永田・駒林・鳴志田」等に倍額から四倍額ほどの「反銭増」を申付けたのであった。以上を見てきた時「妻子牛馬可取」とは一時的な年貢免と照して、あくまでも貢租にたえる農民を維持すべき威嚇でしかあり得ないことが推察される。要は自営農民を最低の生活で働かし残りはすべて後北条氏が搾取することであり、同じことは永祿七年の「撰銭令」(註23)でも典型的にみられた。すなわち農民の持つ「悪銭」を九月・十月に小田原にて精銭と交換すると布告したのである。「精銭」が「悪銭」より価値があるのは当然で農民は喜んだが、それも束の間九・十両月は納稅期であり一度農民の手になつた精銭もすべて回収されてしまったのである。

さて「夫役」に論を進めよう。これには「陣夫」と「普請人夫」があり後者は必ず労働役であった。ここで問題とするのは前者であり當時一村一名程度武士に従い軍役に従うものであった。しかし実際に労働が必要とされない時は「一人八貫文」(註24)の割で錢納されたのである。百文が米一斗二升であったから八貫文は相当の額であり、陣夫の数も検地により増員された。田地の広さで増員があるということは陣夫が常時のものである性格からして、田畠租・反銭・懸銭の上に更に土地に課せられた固定の税となつたことが知られる。

後北条氏はかかる貢租の上に存立を続けようとした。しかこれは検地例でもみた如く領内余すところなく賦課出来たのではなかった。貨幣経済が分国成立基盤たる農村をゆるがせているのにも拘らず統制し得ず、現物納たるべき貢租をむしろ少しでも「錢

納」に置換えたい程の経済力しか持つていなかつた。こうした後北条氏のもつ農村支配の弱さは、強力な検地や刀狩り等を行ひ得た秀吉の力の前に降つた大きな原因であるだらう。

(一九六〇年八月廿五日)

- 註 1、相州文書公郷村宛で「段錢・懸錢・棟別錢・諸役共ニ守護不入トシ永代出之置者也」とある。
- 2、「小机」は「横浜市港北区」にある。
- 3、鎌倉東慶寺文書中の野葉郷検地表に年貢高を掲げ「此員數云々」とある。
- 4、所領役帳で福島左衛門は廿貫文の地に更に廿貫五百文の検地増をうけている。
- 5、柏木文書（駿河国）「佐野郷」検地表に田畠の等級があるが北条氏の朱印がないと言われ北条氏の出した文書かどうか確証がないとも言われる。
- 6、元亀元年寺尾宛の「正木棟別」納入文書で「榛原升二斗五升入」とあり、「下方升」については牧野純一氏の「後北条氏民政史論」に記載されている。
- 7、「新田開発」は戦国大名が一時的に免税しても盛んに進めたもので、後北条氏にも例が多い。
- 8、附加税納入文書でこれらの換算納入規定が示されている。
- 9、いわゆる代納で漁師は魚を、農村では大豆、綿、麻を或いは米の運搬の出来難いところはその生産物をそれぞれ納めるようにし、換算率も、厳密である。
- 10、天正五年符川郷検地表で「九十貫七百六文定納此永樂四

拾六貫三百五十三文」とある。

- 11、地頭、代官の不正には、農民に「拂目安」「以直訴」と後北条氏は言つてゐる。
- 12、元亀元年寺尾宛へ「正木棟別之事」として、「此麥五十六俵（中略）五月晦日皆納」とある。
- 13、天正十四年品川百姓中宛「改而百姓に御用捨之条々」として「増反錢之儀」とある。
- 14、永祿十年足柄下郡中島郷宛の「卯歳懸錢」
- 15、永祿十一年小川郷宛「辰歳棟別錢納様之事」
- 16、永祿九年田名宛「寅歳東郡棟別錢納様之事」
- 17、天正九年相模・武藏で検地なくして広範囲に増税（反錢）されている。
- 18、「城米錢」については「玉繩支城」（現大船市）へ納める文書がある。「棟別勧進」は永祿二年伊豆願成就文書に「為大御堂上葺之勧進云々」とある。
- 19、亥九月駒林宛「川流に付而役錢御赦免之事」とする文書で「反錢・懸錢共半額免」とある。
- 20、相州文書三浦木古庭宛で巳二月の文書に「諸百姓郷中明の由云々」とある。
- 21、元亀二年庄新四郎殿宛「泉郷百姓欠落之事」とする文書で「任國法：急度可召返」とある。
- 22、永祿十二年鎌倉東慶寺宛の「法度」で「東慶寺領諸百姓主とりいたす事」とある。
- 23、「品川南北代官百姓中宛」へ「從當納所精錢依依被仰付御撫之事」とする撰錢令がある。

24、天文十九年「國中諸郡就退転」の文書中、「廻陣夫年中八貫文積にて以夫錢可出之」とある。

25、鎌倉東慶寺舞岡郷検地表に「陣夫武定は前々多米前へ出此度増分に三疋可出之」とある。

〔参考書〕後北条氏民政史論（牧野純一著）、戦国時代史論（日本歴史地理学会編）、小田原衆所領役帳、北条五代記、相州文書、武州文書、横浜市史第一巻、日本封建社会論（永原慶二著）、近世初期農政史研究（中村吉治著）

- 1491（延徳3年）早雲斐山による。
 1516（永正13年）三浦氏亡ぶ（相模平定）
 1524（大永4年）氏綱江戸城をとる
 1537（天文2年）河越城をとる
 1542（々11～12年）相模檢地
 1547（々16年）陣夫増徵
 1550（々19年）退転百姓対策を行う
 1552（々21年）上野平井城をとる
 1554（々23年）古河城をとる
 1555（弘治1年）武藏檢地（附加税増徵）
 1559（永治2年）諸領役帳なる
 1564（々7年）撰錢令（取引額のすべてを精錢とす）
 1577（天正5年）下野、下総進出（北条最大版図なる）
 1582（天正9年）附加税増徵
 1588（天正15年）秀吉九州平定
 1589（天正16年）秀吉北条氏討伐を令す
 1591（天正18年）北条氏亡ぶ。

会 告

左記の通り法政大学史学会第二回大会を開催します。

期 日 昭和三十五年十月八日（土）

会 場 法政大学 五四一番教室（五十五年館四階）

研 究 発 表

1	明治前期の地方政社について ——藤原惺窓を中心にして——	橋 本 文 男
2	明治四年岩倉一行遣歐米使節の意義 ——米欧回覧美記を中心にして——	松 尾 章 一
3	日露開戦をめぐる欧米列強の外交関係について ——市河文書に現われた志久見郷の場合——	八 雲 香 俊
4	日本近世儒学の成立 ——香取社領の請作農民について——	湯 本 軍 一
5	信濃における在郷について ——市河文書に現われた志久見郷の場合——	村 川 幸 三 郎
6	明治官僚制の形成過程について ——文官任用法と法律学校——	新 藤 東 洋 男
7	越後の蘭医 森田千庵	片 桐 一 男
8	甲州武川筋における村落構造 下条中割村を中心として	上 直 一 男